令和4年度　社会福祉法人くすの木福祉事業会　法人本部事業計画

＜ 法 人 組 織 図 案＞

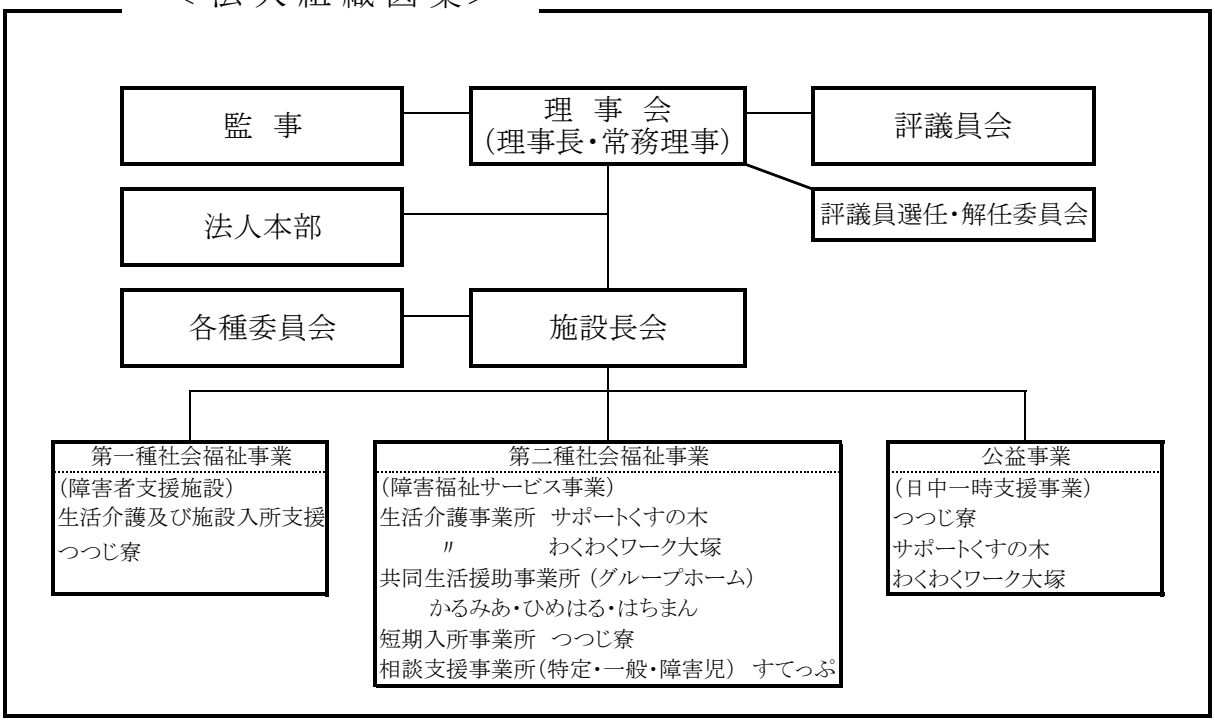

＜評議員会開催予定＞

令和4年6月（定時評議員会）　令和3年度決算

＜理事会開催予定＞

令和4年5月	令和3年度事業報告及び決算
令和5年3月	令和4年度補正予算 令和5年度事業計画及び予算

〈令和4年度の課題　法人設立40周年～次の10年に向けて〉

◆法人組織体制の強化

◆人材の確保及び育成

採用計画及び法人研修計画の充実及び実施

給与体系・人事考課制度の見直し

顧問社会保険労務士と連携した労務管理体制の整備

◆法人施設整備中長期計画の策定(含む:つつじ寮建替計画)

◆社会福祉充実計画の再策定及び実施

◆地域における公益的な取組み～地域公益取組推進委員会～

◆専門家による事務処理体制向上支援事業の取組み

令和４年度　障害者支援施設つつじ寮事業計画

サービス種別及び定員　　生活介護及び施設入所支援（定員各 50 名）
及び短期入所事業・日中一時支援事業

１．　令和４年度目標

◎つつじ寮は障害者支援施設としての機能や短期入所及び日中一時支援を行うとともに、地域生活拠点として緊急一時保護の場として障害者の安心安全を担っている。また、「地域における公益的な取組」を法人の社会貢献としてつつじ寮においても取組を進める。
◎コロナ禍の中で、利用者・職員共に感染防止策を徹底し、閉じこもりがちな生活からのストレスや不安感を取り除き、安心安全を第一に支援に取組む。
◎利用者の支援については、高齢化、重度化が進み、生活全般に対して総合的且つ専門的な支援を行うため、以下の目標に取組む。

（１）利用者支援の質の向上

・つつじ寮利用者の加齢に伴う機能低下や疾病等に対し、医療との連携や高齢者介護の専門性が必要となっている。一方、若く活発な強度行動障害を伴う自閉症の利用者等への支援も重要である。そのため、個々にあったきめ細かな支援内容やプログラムの提供に努めるとともに、事故など未然に防ぐ工夫や間仕切り等を利用して住み分けなどの改善を図る。
・処遇困難事例について、男女各寮棟で１～２ケースを取り上げ全職員でケース研究に取り組む。その一環として、強度行動障害支援研修に参加した職員を中心に内部研修を行う。
・リスクマネジメントに特化し、リスクに対する意識・感度を高められるよう、リスクマネジメント研修や危険予知訓練を重ねる。
・職員配置について、利用者 1.7 人に対し職員１人の体制で、支援度の高い食事時間や日中活動時間に職員が確保できる体制を整え、マンパワーによる利用者支援の充実を図る。職員の支援・介護技術を向上させるための研修強化や、介護福祉士等の国家資格取得の奨励等、個々人のスキルやキャリアアップを図り、支援の充実に努める。変則勤務職員間のチームワークの改善策として、朝の引継ぎだけでなく、引継ぎの時間をそれぞれに設け、リスクの共有・互いの意思疎通を図り、“風通しのよい職場づくり”を心がけ組織力向上に努める。

（２）利用者の権利擁護（苦情解決・虐待防止・差別解消等）

・基本的人権の尊重は全ての人間にあてはまる根幹であり、虐待防止や差別解消等を職員に徹底する。
・また、個人の相談や要望等を機会あるごとに聴き取り、本人の暮らしが少しでも

潤うようその実践に努める。
・本人がもつ生きづらさを理解し、利用者と共に楽しい生活となるよう、本人の自己決定を尊重し、共感できるように努める。

（３）地域との交流・社会参加
・地域福祉を担い地域から信頼される施設の実現に努める。
・地域から協力を得るだけではなく、地元の活動、行事参加などを通して地域の拠点の一つとして社会参加に努める。

２．事業所組織図　（職員配置体制　1.7:1　）

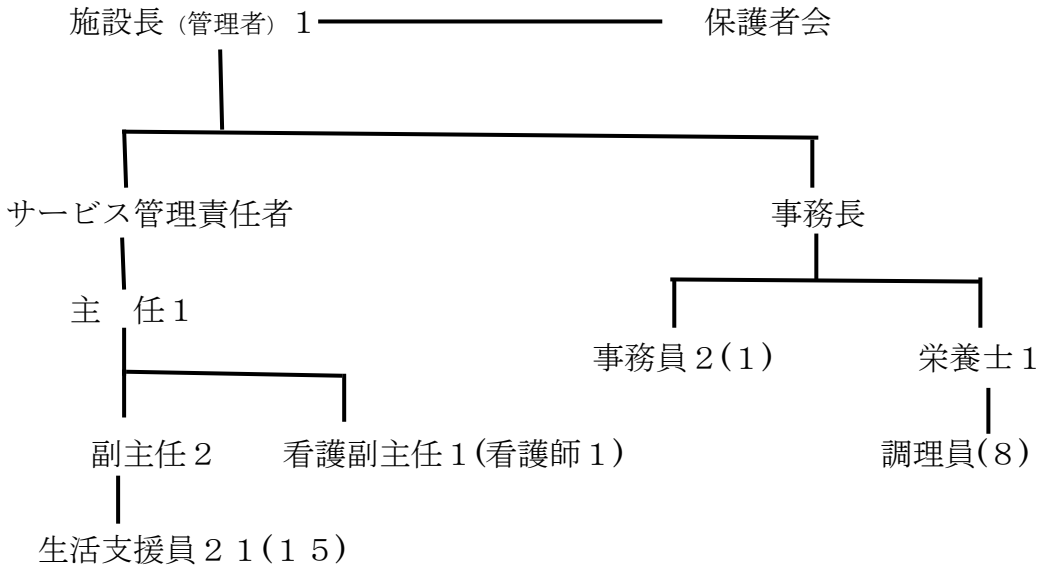

※数字は正規職員数、(　)内は非常勤職員数

３．　支援計画

つつじ寮は寮訓「やさしく、こんきよく、すこやかに」の理念に基づき、施設や地域で生活する障害者に対する福祉向上の推進役としての役割を担っている。その実現のために、つつじ寮の職員としてこの理念をしっかりと理解した上で利用者への支援に当たるように心がける。

１）　生活支援
食事・排泄・入浴等、日常に必要不可欠な支援を行う。本人の想い（ニーズ）に寄り添い、利用者本人が選択、決定する主体性や、利用者の人権尊重を第一に、その人らしく生きるための個別支援計画を基に、生きがいやゆとりある生活を送れるように支援する。
利用者個々人に対し担当職員を配置し、個々の能力や活動範囲が広がるように個別支援ガイド等を活用し生活面についてきめ細やかな支援を行う。

２）　日中活動支援

生産活動を行う「下請け作業班」と高齢、重度の方に対して身体機能維持活動を行う「ひまわり班」の２班で活動を行う。それぞれの活動は、年間活動計画に基づき実施し、各利用者に対しては、個別支援計画により目標をたてるとともに、個々に合わせた支援ガイド等を作成し、統一した支援や目標達成に向け支援していく。

生活の場から分離した働く場である作業棟では、「下請け作業班」が作業を行う。生産活動の中で「働くこと」イコール「生きがい」を持つことができるよう工賃を得て、外出、買い物を毎月実施し、労働意欲の向上につなげる。動きの少ない作業中心の活動のため活動前に、散歩、軽運動を行い、運動不足解消や体力強化に努める。

「ひまわり班」は、３つのグループに分け、年齢、障害特性など各利用者に合った個別プログラムを立案する。高齢者、車椅子使用者に対して生きがいを重視しゆったりとした活動を行うケアグループ、散歩、運動を重視した体力増進に努めるアクティブグループ、リハビリ機器による運動や、転倒防止のための機能維持プラス筋力トレーニング運動を行うヘルスグループに分かれ日中活動の充実を図る。また本人が参加意識を持てるよう、レクリエーションの種類を増やし、自ら選択、自己決定ができるように努める。

上記支援の他、生活に変化をつけ、心身のリフレッシュや知識を深めるため、TAP活動（「セラピー」、「アート」、「フィジカル」）として、絵画、木工、音楽療法、読み聞かせ等、レクリエーション活動の充実を図る。

３）地域移行に向けた支援

本人及び保護者の意向をふまえた上で地域生活を目標に、グループホームの見学、体験等を推進していく。地域移行に向けた各自に必要な目標や支援を定め、個別支援計画により支援していく。

４）　余暇支援

生活に潤いを持たせ有意義に過ごせるよう、自由時間や休日に職員が創意工夫し支援するとともに、本人の希望を叶えるよう努めていく。

（コーヒータイム、生け花教室、ドライブ、外出、散歩、カラオケ、ぬり絵、軽運動等）

５）　保健衛生・医療支援

入所者の高齢化、重度化に伴い、健康管理は最優先課題であり、定期健診等で、種々の検査を実施するとともに、看護師を中心に全職員が病気に関する正しい知識を身につけ、嘱託医と連携を密にして疾病の早期発見、早期治療に努める。

心身機能が低下した高齢の利用者については、予防の観点を含めた健康管理（保健衛生・医療支援・食事・運動）に取り組み、心身ともに健康で生活できるように努める。

感染性疾患については、第１に予防、第２にまん延を防ぐための対策（手洗い・マ

スク着用・消毒・検温・換気等）に重点をおく。また個々の状態を考慮した上での体力維持増進に努める。

新型コロナウイルス対策については、感染防止対策と利用者のストレス軽減を両立できるように、状況に合わせて臨機応変な支援ができるように努める。

なお、非常時に職員が速やかに救急救命措置を行う事が出来るよう、全職員を対象にAED（自動体外式除細動器）を用いた心肺蘇生法講習を実施する。

6） 食　事

日々の給食は、栄養バランスのとれた献立と満足感や季節感が感じられるような食事を提供し、健康維持増進に努める。

個々に適した食事（肥満予防食、刻み食、ミキサー食、魚の骨抜き、粥、栄養ケア食品、とろみ付け等）を提供して、生活習慣病の予防と加齢に伴う低栄養、誤嚥を防ぐ配慮をする。

全体集会（自治会活動）で利用者からの要望、意見を聞き希望メニューとして献立に反映させる。また毎週木曜日には選択メニューを実施する。

生活支援員、看護師、栄養士、調理員が連携して適切な食事提供ができるように努める。

高齢化に伴い、食事時（おやつを含む）の誤嚥に注意し、健康を害さないように配慮する。

４．　年間行事計画

５月　　春期家庭療育　　定期健診
６月　　ふれあい旅行（日帰り）
８月　　夏期家庭療育　　夏まつり（つつじ寮内）
９月　　ふれあい旅行（一泊）　あしあとの会
１０月　　３施設合同レクリェーション　　定期健診
１１月　　くすの木福祉まつり　　インフルエンザ予防接種
１２月　　クリスマス会　　もちつき会(保育園児招待)　　冬期家庭療育

・レクリエーション（個別・日中活動班別）　（ひとり年２回）
・防災訓練　環境整備　（毎月１回）
・面会日・保護者会　（毎月第一日曜）

〇地域行事　ふるさと博推進委員会(町内学習資源整備団体)　（年３回当番月）
クリーンキャンペーン　（５月・９月）
町内親睦運動会、町内文化祭出展、地元高校文化祭交流出品
※アート作品展への出品

５．　会議・委員会

各種会議（職員会議、ケース会議、虐待防止会議、行事企画会議等７種類の会議）と委員会（防災委員会、地震防災対策委員会、保健給食委員会、虐待防止・身体拘束適正化委員会）を定期的に開催する。

新型コロナウイルス感染症対策委員会を開催し、現状把握及び感染防止対策の維持強化（感染対策マニュアルや事業継続計画（BCP）の充実・訓練の実施等）と衛生用品等の確保を図っていく。

職員間のコミュニケーションを図り、支援等の統一性を持たせるため、ミーティングを月単位で開催する。

ＫＪ法、インシデントプロセス法・KYT 法などを用いて、職員全員で多面的に考え、ニーズに対応できるように職員の支援技術、スキルアップを目指し、より良い施設運営と利用者サービス提供への足がかりとする。

６．　苦情解決　虐待防止

利用者に対し、提供するサービスに関する様々な苦情を受け付け、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

利用者の権利擁護の観点から、利用者の虐待等による様々な権利侵害に至ることのないよう、虐待の防止及び差別の禁止に努める。

以上の解決を図るため、受付窓口や解決責任者の体制を整える。

７．　職員研修

福祉サービスは、「人間を相手として、人間の手によって行われる」サービスであり、その担い手である職員個人の資質・能力の向上が、提供するサービスの質を向上させる。そのため、職員一人ひとりが法人の求める職員像に近づくことを目的とし、下記のような研修を行う。

施設内 OJT（施設内研修会）

研修内容	対象者	研修内容	対象者
リスクマネジメント（KYT）	全　員	救急救命講習（AED）	全　員
インシデントプロセス法	支援員	感染症対策講習会	支援員
障害者虐待防止研修	全　員	安全運転講習	全　員
メンタルヘルス講習	全　員	介護技術講習	全　員

施設外 OFF-JT（福祉人材センターや知的障害者福祉協会等が実施する研修会への参加）

危機管理研修会	問題解決手法研修
労務管理研修会	スーパービジョン研修
社会福祉法人会計研修	強度行動障害支援研修(基礎・実践)

スキルアップ研修	モチベーションアップ研修
発達障害者支援研修	サービス管理責任者フォローアップ研修
福祉関係職員基礎研修	キャリアパス対応生涯研修 （初級・中級・上級）
障害者虐待防止、権利擁護研修	栄養士職員施設訪問研修

８．　グループホームバックアップ体制

つつじ寮に隣接する共同生活援助事業所ひめはる、かるみあ、はちまんを、バックアップする。日頃からグループホームのサービス管理責任者等と連携し、入居者の支援、状況把握に努め、入居者が安心して地域で暮らしていけるよう最大限の協力をする。

９．　短期入所事業及び日中一時支援事業

受入利用者見込数　短期入所（宿泊を伴う利用）　年間延　800 名
日中一時支援（日帰り利用）　年間延　400 名

福祉サービスの切れ目の無い支援を目的に地域からのニーズに応えるため、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする知的障害者（児）に対し、入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の援助、機能訓練並びに健康管理を行う。

また、障害者（児）の日中における活動の場を提供し、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息や、社会に適応するための継続的な訓練等を目的とする日中一時支援事業も併せて行う。

10.　防災計画と福祉避難所

【防災計画】

・月に一度火災や地震を想定し、避難訓練等を行う。
・大規模災害を想定し、６月法人災害対策本部設置訓練、１０月に法人合同防災訓練を実施し、体制の改善及び強化を図る。
・心肺停止等の救急時に備え、年に６回 AED 持ち出し訓練を行う。
・つつじ寮防災マニュアル(BCP)に基づき、防災及び災害時の対応を行う。

【福祉避難所】

・つつじ寮は蒲郡市との協定に基づき、大規模災害時等に一般避難所になじまない地域の障害者を受け入れる福祉避難所としての役割を果たす。
・蒲郡市福祉課及び防災課と連携を取り、運用マニュアル及び備蓄品の整備（備蓄物品・備品の整備）を図る。また、運用マニュアルに基づく福祉避難所運営訓練を

つつじ寮の防災計画に合わせ実施する。
・非常食は 1 日 3 食 7 日分、100 人分を備蓄している。備品については日本赤十字社から配備されたレスキューカー、車椅子用簡易トイレ、炊き出し用大なべ、簡易投光器を常備している。
・愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）に職員を登録し研修等を受け、派遣要請に備える。

令和４年度　生活介護事業所サポートくすの木事業計画

1. はじめに

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイス感染症により行事（合同レク、福祉まつり、日帰り親子旅行）が中止、その他の行事レク等も縮小中止している。生産活動におきましても緊急事態宣言、まん延防止等重点措置により作業第2課、自主製品部門の販売先が縮小中止となり令和2年度とは約同額、元年度比約30％減している。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない為、更なる感染症予防対策を徹底する。行事レク等は、安全第一を心掛ける。生産活動においても引き続き作業第1課は取引先と連絡を密にて実施する。作業第2課は販路の開拓及び新商品の開発を図り工賃アップに繋げるように努める。

元気班（生活介護班）は、活動場所を有効活用すると共に高齢重度化に伴う個々に合わせたプログラム作成に力を入れ、生活介護施設としての機能も充実させる。

また、共同生活援助事業所ひめはる、かるみあ、はちまんをバックアップする。

給食業務について、質の高い給食サービスを目指し、安全衛生、安心の食材管理、豊富なメニューの提供を行う為、業務委託を実施する。

2. 令和4年度目標

1. 生産活動及び創作的活動の充実

利用者個々の適性や個性、能力に応じた生産活動支援並びに創作的活動支援を実施する。

具体的には、第 1 課(委託作業部門)及び第 2 課(自主製品　木工部門・製菓部門)において、利用者一人ひとりに適した作業環境を整備し、利用者の作業に対する意欲の向上とともに、品質の向上にも力を入れて支援していく。

2. 元気班(生活介護班)の充実

一人ひとりの課題やニーズに応じて排泄、食事等の介護、支援を重点的に行う。

また、散歩等を積極的に取り入れ、情緒の安定と体力の低下防止に努める。

3. 利用者中心の支援・援助

個別支援計画に基づき、利用者主体のサービス支援を提供していく。

（行事企画への参加・自主的な選択権の拡大）

4. 余暇活動の充実

旅行やレクリェーション等の外出の機会を通じて、身だしなみやマナー、ルール等を身に付けるとともに社会性を養う。

5. 地域福祉の開拓

ボランティアを積極的に受け入れ活用することにより、利用者への理解と交流を深め、地域社会での施設の存在感を確立し、地域福祉の発展に貢献していく。

3. 事業所組織図

施設長(管理者)1 ― 次長 1(サービス管理責任者)

課長(生活支援員) 1　　事務員1

副主任(生活支援員)1

保護者会

生活支援員	看護職員	調理員	運転手
4(10)	(1)	(3)	(1)

※運転手は生活支援員と兼務
※調理員は業務委託
※数字は職員数、(　)は非常勤職員数

4. 支援・援助計画

個別支援計画に基づき、利用者主体のサービス支援、具体的なサービス内容(個別支援ガイド等)作成する。定期的にモニタリング、支援会議を開催し、計画・支援の見直しを全職員で検討し、統一された支援の提供に努める。

【Ⅰ】生活支援

年間目標	支援内容及び方法
基本的生活習慣の確立	・日課の時間を守る。 (朝礼、終礼、作業等の時間を守る習慣が身に付くよう支援する。) ・日常生活支援・QOLを高める。 (食事、排泄、歯磨き、洗面、清掃)
社会性の拡大	・今まで体験したことのないことや興味のあること等、行事を通して体験する。 (自己決定により選択していく。)
余暇時間の充実 (施設内)	・休憩時間等、散歩や室内で他の利用者や職員とともに過ごす時間を楽しむ。
余暇時間の充実 (休日)	・休日の余暇活動の充実を図り、地域生活支援事業等の情報を提供していく。

作業課	元気班		
内　容	体力活動、軽作業		
人　員	男性	5名	計 9名
	女性	4名	
担当職員	○村崎　・　加藤　・　奥谷　・　藤田		

【Ⅱ】作業支援

(1)作業概要

作業課	作業第１課			作業第２課		
内　容	委託作業			木工製品製作、菓子製造		
人　員	男性	22名	計 26名	男性	9名	計 16名
	女性	4名		女性	7名	
担当職員	○小林・松井・早川・佐藤 久我・永田・河原・伊藤			○大須賀・林 ○堀江・小豆澤		

(2)支援目的

利用者の作業能力にあわせた生産活動に参加することにより、社会の一員として働く喜びを分かちあうとともに、社会人としての自覚を高めていけるよう支援することを目的とする。

(3)各課の作業概要・計画

作業第１課

●委託作業部門

年間目標	・「仕事をする」という意識の向上 ・個々の力をより発揮できる場の提供 ・互いを思いやる気持ちの醸成　　・余暇活動の支援
作業概要	施設内作業　委託加工(3社) Ａ社（業務用食器洗浄機部品組み立て） Ｍ社（自動車等部品組み立て） Ｈ社（段ボール組み立て）

支援内容	・各自役割を自覚し、責任をもって決められた作業量をこなせるよう支援する。 ・反復練習をして確実性の向上及び新しい作業に挑戦する機会を作り、新たな可能性を発見する。 ・分からないことや困ったことを言えるように支援する。 ・指示されたことを守れるように指示の明確さを図る。 ・自分の作業に自信が持てるようになる。役割の認識。 ・納品前の検品を強化して、不良品を出さないようチェック体制の確立を目指す。 ・言葉遣い等についても適宜支援し、社会性を重視した作業環境を構築していく。 ・作業だけでなく、余暇活動の時間を適宜設け、次の作業意欲へ繋げる。

作業第２課

●木工部門

年間目標	・対象を絞った商品構成や購買意欲が高まる魅力ある製品の製作。 ・工作キット等の体験型製品の製作をしていく。 ・安定した収益確保のため、各方面へのアプローチの見直しを行う。
作業概要	・木工製品の製作・販売 ・個別における注文品の製作
支援内容	・個別支援計画等に基づき、利用者の希望を最大限取り入れ、個々の能力 ・適性に応じた作業の選定と自主性を尊重する。 ・整理・整頓・清潔・清掃を心がけ、落ち着いた作業環境の提供をする。 ・機械・器具を取扱う際は、事故や怪我のないよう「安全」への意識と配慮を常に持ち、事故の防止に努める。 ・納品等を通じ作業意欲向上の場を提供する。

●菓子部門（かふりえ）

年間目標	・販売先の開拓 ・計画的な製作と販売
作業概要	・焼き菓子の製造・販売
支援内容	・希望を取り入れながら個々の能力、適性に応じた作業の選定、支援と環境作り。 ・食品を取り扱う者は、清潔と不潔の概念と衛生管理、健康管理の徹底に努めるよう支援する。 ・個々が確実に作業工程をこなし、製品作りに取り組めるように支援する。 ・自分の作業に責任を持ち、最後までやり遂げる力をつける。

【Ⅲ】生活介護（元気班）

年間目標	・生活全般に関する支援を行いながら、体力の維持・低下を予防し、出来ることを増やしていく。
支援概要	・ADL の支援　・健康管理　・体力活動　・軽作業　・余暇活動
支援内容	・ADLの支援…整容、排泄、食事、歯磨き、手洗い等 ・健康管理　…毎日の検温、血圧測定 ・体力活動　…屋内歩行、屋外散歩、階段昇降、ウオーキングマシーン、乗馬マシーン、エアロバイク等 ・軽作業軽作業…委託作業課からの生産活動受注 ・余暇活動　…各種ペグ、塗り絵、パズル、ドライブ等

【Ⅳ】保健支援

(1)方針

・個別支援計画及び支援・季節による熱中症・集団感染等に留意する。
　ガイド等に基づき、個々人の障害・疾病に合わせた健康管理に留意する。
・感染症の情報収集・注意喚起・対策等、集団に係る衛生面において留意する。

(2)計画

月	実施内容
4月	通院・服薬状況調査、医薬品の整備
5月	利用者：定期健診（胸部 X-P、聴打診、血圧測定、血液検査、検尿、腹囲測定、体重、身長） 職員　：定期健診（胸部 X-P、聴打診、血圧測定、血液検査、検尿、腹囲測定、体重、身長、聴力検査） ※ 年齢により、心電図あり
10月	利用者　：定期健診（聴打診、血圧測定、検尿） 豊川市障害者歯科検診
11月	インフルエンザ予防接種　（希望の利用者、職員）
毎月	嘱託医(しらゆりクリニック医師)による医療相談　（※希望者） （毎月：第2木曜日　午後 1 時～2 時）

(3)その他

協力医療機関	蒲郡市民病院（全科）
救急法講習（7 月・2 月）	一次救命処置、応急手当の受講（全職員対象）
投薬等の医療処置	個別に対応
体力づくり	毎日、各作業課においてラジオ体操の実施
バイタルチェック	個別の必要に応じて対応 毎日の午前・午後検温実施

【Ⅴ】食事支援 （外部委託）

項　　目	実施内容
季節行事メニュー	4月・8月・12月
選択メニュー	毎月１回実施 （8月、12月は除く）
誕生者のリクエストメニュー	随時実施
嗜好調査	年１回実施
個々に合わせた食事提供	刻み食の提供、自助具の活用 （咀嚼状況や誤嚥事故等の見守り支援）
毎月	食事提供における連絡会議

5. 会議・委員会

会議名	開 催	責任者	出席者	内　　容
運営会議	随 時	村 崎	施設長 次長・課長 副主任	・施設経営及び運営に関する主要な事項を検討する。 ・新年度の事業計画・予算編成について協議する。
職員会議	月1回 (18日)	小 林	全職員	・施設運営全般の計画や諸問題等について検討する。
支援会議	月1回 (25日)	原 田	全職員	・個別支援計画の作成及び見直しに係る検討を行う。
保健・給食会議	年2回 随 時	村 崎	全職員	・利用者への食事提供及び保健に関することについて検討する。
給食委員会	月1回	原 田	委託栄養士 担当者	・利用者への食事提供に関することについて連携・・検討する。
地震・防災委員会	年2回 随 時	村 崎	担当者及び上司	・火災、地震等に対する施設の防災体制の強化及び問題点への改善を検討する。
ケース会議	随 時	原 田	全職員	・利用者支援における事例検討を行う。
工賃見直し検討会議	随 時	小 林 松 井 大須賀	全職員	・利用者工賃の仕組み・体制について見直し、検討する。
虐待防止身体拘束適正化委員会	年4回 随 時	原 田	委員メンバー	・サービス提供点検表集計結果による検討。 ・虐待防止・身体拘束適正化について検討する。 ・虐待防止に関する施設内研修の企画。
虐待防止会議	年4回	原 田	全職員	・虐待防止委員会開催後、報告、説明を行う。
法人コア会議	随 時	各 施設長	各施設 施設長・ サビ管	・虐待と疑われる事案発生時に協議を行う。
部署会議	随 時	村 崎	部署単位	・部署内に関係することについて検討をする。
保護者会	隔 月 (第2土曜)	原 田 村 崎	施設長及び担当者	・施設の事業報告及び計画について ・会の運営全般や課題検討に対する助言

6. 職員研修

職員の資質及び専門性の向上、意識改革をはかるため、各種研修への積極的な参加を計画する。

なお、令和4年度に参加予定の研修会（オンライン）等は以下のとおりである。

・全国知的障害関係施設長会議
・全国知的障害福祉関係職員研究大会
・愛知県知的障害関係施設職員研究大会
・全国社会就労センター研修会
・県社協社会就労センター部会研修会
・東三河社会就労センター研修会
・苦情解決制度受付担当者研修
・強度行動障害支援者養成研修
・権利擁護・障害者虐待防止研修
・法人内研修他

7.防災訓練計画

月	想定災害	発生場所	訓練の概要	担　当 （◎：主）
5	地　震 火　災	施　設	・地震時の護身 ・火災による避難(非常通報装置使用)	◎大須賀 ○小　林
6	大規模 災害	東海地域	・法人防災訓練 ・起震車体験	○施設長 ◎村　崎
9	火　災	作業室 (かふりえ)	・火災による避難 ・通報訓練(非常通報装置使用) ・自衛防災組織に基づく訓練 ・初期消火訓練	◎堀　江 ○松　井
10	大規模 災害	東海地域	・法人対策本部立ち上げ　（法人本部） ・福祉避難所立ち上げ　（法人本部） ・津波警報発令による避難（第1避難）	○施設長 ◎村　崎
12	台　風	施　設	・暴風警報発令による保護者緊急連絡テスト（171災害伝言ダイヤル活用）	◎小　林 ○大須賀
2	地震災害	厨　房	・地震時の護身 ・火災による避難(非常通報装置使用) ・通報訓練	◎早　川 ○松　井

○備　考

(火災の場合)

1.第一発見者(想定者)が大声で周囲に火災の発生を知らせながら通報連絡班に連絡する。
2.通報連絡班は放送等で発生場所、避難場所を連絡する。
3.各職員は自衛防災組織に基づき任務を遂行する。ただし、利用者の避難誘導を最優先とする。
4.避難後ただちに人員確認を行い、隊長(施設長)に報告することとする。

(地震の場合)

1.通報連絡班は放送等で地震が発生したことと、ただちに護身することを連絡する。
2.各職員はその場で地震に対する護身について支援する。
3.その後、通報連絡班は放送等で火災が発生した場所と避難場所を連絡する。
（以降、火災の場合の 3、4 と同じ）

（津波の場合）
1.津波警報が発令された事を連絡する。
2.各職員は、ただちに避難をする準備態勢と利用者の誘導支援をする。
3.その後、人員確認と同時にバス及び公用車に分乗又は徒歩避難準備をし隊長に報告をする。
4.報告後、指示された避難先へ順次出発とする。避難経路は非常災害対策計画に準じる。
5.避難後ただちに人員確認を行い、隊長（施設長）に報告することとする。

※防災訓練の実施については、利用者には事前に告知しない。
※防災訓練は、別冊「非常災害対策計画」を参考に立案・実施し、検証する。

○防犯訓練　年に1回、防犯訓練を実施する。

8. 苦情解決　虐待防止

利用者に対し、提供するサービスに関する様々な苦情を受け付け、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、虐待の防止に努める。

9. 日中一時支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業で、地域に在宅する知的障害者に対し、生きがいのある生活が送れるよう日中活動の場の提供及び必要な支援を行い、地域福祉の向上を図るため、蒲郡市及び豊川市の指定を受けている。

（利用対象者及び利用定員）
蒲郡市及び豊川市に在宅する障害者
一日あたり　3名

（内　容）
① 作業の提供
② 排泄、食事等の介護及び日常生活上の支援
③ 日常生活動作の機能訓練
④ 健康管理

10. 共同生活援助事業バックアップ

共同生活援助事業所ひめはる、かるみあ、はちまんをバックアップする。日頃から世話人との連携を密にとり、入居者の状況把握に努め、また、グループホームのサービス管理責任者等と連携し、入居者が安心して地域で暮らしていけるよう協力をする。

11. 年間行事計画

	法人行事	施設行事	保健衛生	その他
4月	辞令交付式	保護者会総会　花見(ドライブ)	通院・服薬状況調査	
5月	監事監査　理事会	保護者会	定期健診(職員・利用者)	防災訓練(地震・津波)
6月	法人防災訓練(大規模災害) 理事会・定時評議委員会	選択レク　(5～7月)		
7月				消防設備等点検(業者)
8月	広報「くすのき」発行	サポートくすの木夏祭り		
9月		親子旅行(日帰り)		防災訓練(火災)
10月	3施設合同レクリエーション 法人防災訓練(大規模災害)	保護者会	定期健診(利用者) 障害者歯科検診	
11月	地域交流くすの木福祉まつり		インフルエンザ予防接種(希望者)	
12月		クリスマス会		防災訓練(台風) 後援会主催講演会
1月	広報「くすのき」発行	保護者会		消防設備等点検(業者)
2月		節分・豆まき		防災訓練(地震・火災)
3月	理事会	保護者会(懇親会)		
その他		毎月25日:工賃支給日 6月・12月・3月:賞与支給 毎月1回:環境整備 随時:自治会活動	毎月第2木曜:医療相談(嘱託医) 検温:毎朝・13時25分 救急法の講習(職員) 年1回:嗜好調査	毎月1回　:　自主点検 (危険物、消防用設備)

令和４年度　生活介護事業所わくわくワーク大塚事業計画

１．はじめに

令和３年度、わくわくワーク大塚は開設30周年を迎える事ができました。
コロナウイルス感染症の出口は未だに見えず、事業所運営には、引き続き厳しい状況が予測されるが、これまで築き上げてきた30年という歳月を礎として、計画的運営を強化し、利用者のサービスが低下しないように努めてゆく。

また、福祉の専門知識や技術をもって福祉サービスを提供する施設として高い意識をもって、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深め事業を進めていく所存である。

日常・社会生活支援においては、障害者サポートセンターすてっぷと連携し利用者のより良い生活環境作りに努め、利用者の個々に合った支援を実施していくと共に日中活動支援の充実を図り、安心して利用して頂けるよう努めてゆく。

２．令和４年度目標

（1）利用者と共に歩む

作業活動を通して、利用者が働く喜びを感じ、生きがいを持てるサービスの提供ができるように努める。

委託作業は、建設部品及び自動車部品、製パン事業で引き続き実施する。常に利用者に合った作業の提供と質に心掛け、作業環境の充実を図る。取引先及び販売先のお客様との信頼関係を高めると共に、新たな作業の受注、製品販売ができるように努める。

自主製品は、菌床しいたけ栽培を中心に縫製等の製作販売をする。衛生管理を徹底し、良質な製品作りに心掛け販路開拓に努める。

菌床しいたけ栽培においては、近年、収穫量の落ち込みが見られていたが、令和２年度においては回復傾向であった。しかし、令和３年度は再び収穫量の落ち込みがみられた。農作物のため、猛暑・寒さ等、気象条件に左右され難しい面があるが、対策を講じ収穫量アップに努める。

このことを踏まえ利用者に安定した作業を提供し工賃アップに努める。

（2）地域と共に歩む

住民やボランティアとの交流行事等を計画し、地域社会の一員としての自覚と豊かな心が養えるよう支援すると共に、地域からの理解を促進できるよう努める。また、地域における公益的取組として令和３年10月より開始した、地元の児童クラブへのパンの寄贈については継続していく。

在宅の知的障害者に対しては、日中一時支援事業のサービスを提供する他、蒲郡市障がい者支援センターや蒲郡市自立支援協議会等の関係機関と連携し、地域の障害者福祉の質を向上させていく。

３．事業所組織図

所長（管理者）１ ―――― 課　長（サービス管理責任者）１

主　任(生活支援員）１　　事務員１

副主任(生活支援員）１

保護者会

生活支援員　看護師　調理員　運転手　添乗員

４(７)　（１）　（２）　（１）　（１）

※数字は職員数、(　)は非常勤職員数

４．日中活動支援計画

（１）作業活動

利用者が各々の希望及び能力や適性が生かせるよう、働く環境を整え支援する。

① 作業を通して働く喜びが感じられるよう支援する

② 個々の持つ能力を生かし、作業技術を高める

③ 作業を通し、心の安定と行動の改善を図る

④ 一般就労希望者に対し関連支援機関と連携を図る

⑤ 作業意欲を高めるために、レクリエーション等を企画する

作業科名	作　業　内　容	利用者	常　勤 職　員	非常勤 職　員
自主製品科	菌床椎茸栽培 縫製、雑貨	２２	３	３
委託作業科	食品加工、(パン・クッキー) 建築用部品 自動車部品	２７	４	５

※定員：４０名　　利用契約者：４９名（令和４年３月現在）

（２）体力活動

体力作り及び生活習慣病対策、健康作りを支援する。

①職　員　体　制：常勤・非常勤、２名～３名

②日 時 ・ 場 所：原則毎日・午前、生活介護棟にて実施

③活動人員内容：利用者の希望等に基づきメニューを作成

散歩及び運動機器、マッサージ器等を使用して実施

５．日常・社会生活支援計画

利用者の生活能力の向上と、自立意識を高め仲間意識を育てるため、毎日の生活を通し実施する。

（1）日常生活支援

① 食事（手洗、食事準備、片付け等）
② 歯磨き・洗面（準備、片付け）
③ トイレ（トイレ誘導、介助等）
④ 身だしなみ（服装、整髪等）
⑤ 清掃（掃除準備、片付け）
⑥ 移動（歩行介助、車椅子介助）
⑦ 体力作り（散歩、マッサージ等）

（2）社会生活支援

① コミュニケーション（挨拶、言葉遣い等）
② 自己管理（金銭、安全、健康）
③ 余暇（昼の休憩、休日）
④ 情報提供（ＴＶ、新聞、雑誌）

６．健康管理計画

（1）医務計画

① 定期健康診断	・５月　胸部Ｘ―Ｐ、血液検査、血圧測定、検尿、聴打診
	・１０月　血圧測定、検尿、聴打診
② 歯科検診	・６月　蒲郡市障がい者施設歯科検診
③ 身体測定	・４ヶ月毎、体重、血圧、脈拍、身長(4 月)
④ 健康チェック	・毎日朝礼時に実施する
	・毎朝・夕（一日２回）検温実施
⑤ 保健会議	・利用者の保健に関する事について検討する
⑥ その他	・嘱託医による医療相談（毎月）
	・風邪状況調査（随時）
	・投薬等の医療処置（個別）
	・高血圧者の血圧測定（個別）

（2）給食計画

① 栄養管理	・健康を維持するために、好き嫌いなく摂ることの大切さを意識づける
	・生活習慣病を防ぐため、栄養価を意識した献立を行う
② 嗜好調査	・随時実施
	・食生活を調査し、健康状態との関連を考える

・今後の栄養管理、献立作成の参考にする

③ 調理上の工夫　・魚の骨抜き、きざみ食等、個々の状態にあった食事を用意するとともに、常に温かい食事を心掛ける
・偏りのない調理を行い、好き嫌いなく食べられる食事を用意する
・検食を通して意見を反映させる
・利用者の希望を聞き、メニューを作成する

④ 給食会議　・給食に関する意見を利用者、職員等から聞き、給食に生かしていく

７．環境整備計画

①環境整備　・毎月１回、所内を７班に分けて実施

②地域清掃奉仕活動・年２回、おおつか児童館、老人介護施設、わくわくワーク大塚周辺、橘丘里山緑地公園

③衛生対策　・トイレ手洗い所及び食堂に消毒液設置
・浄化槽点検(年６回)
・厨房、食堂、更衣室の駆除・鼠対策(年２回)
・トイレ清掃(毎月１回)
・事業所内ワックス(年２回)

８．余暇活動計画

①余暇活動　・近隣施設や科別内の働く仲間との親睦を深める

②実施内容　・土曜タイム→自治会活動により企画し、余暇の充実を図る

９．自治会活動計画

①目的　・より生活しやすく、働きやすい環境を利用者自身の手で作っていくことを目的とする

②組織　・会長、副会長、自治会役員、全体集会

③活動内容　・全体集会（随時）
・自治会役員会（随時）
・会長、副会長及び各作業班班長を委員とする
・作業上での問題点、希望等を話し合う
・余暇活動の推進
・生活・給食・掃除などを行う上での問題点、希望等の話し合う
・行事ごとに行事企画担当職員を交え、内容等を話し合う

１０．日中一時支援事業（市町村地域生活支援事業：蒲郡市・豊川市指定）

地域に在宅する知的障害者に対し、生きがいのある生活が送れるよう、日中活動の場の提供及び援助をし、地域福祉の向上を図る。

１１．苦情解決・虐待防止・身体拘束等の適正化

利用者に対し、サービスに関する様々な苦情を受け付け、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

利用者の安全と人権保護の観点から、虐待の防止及び身体拘束等の適正化に努め、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加を妨げることのないよう努める。

１２．防災活動・防犯活動

① 防災訓練計画　　年６回（消火訓練年２回を含み）、各種想定により実施
　　６月・１０月法人合同訓練

② 利用者への安全教育
　　防災訓練に併せ口頭またはビデオ等により実施の他、
　　日中活動の場において随時実施

③ 防災設備点検　　総合点検（年２回、業者点検により実施）
　　自主点検（毎月１回実施）

④ 地震防災対策　　委員会にて東海地震等の大規模地震対策を充実させる

⑤ 防犯訓練　　年１回実施

１３．職員研修

職員の資質・専門性の向上を図るため、各種研修等へ積極に参加し、提供する福祉サービスの質の向上に努める。

① 主な研修会・研究大会等
- 全国知的障害関係施設長会議
- 全国知的障害福祉関係職員研究大会
- 東海地区施設長等研修協議会
- 東海地区知的障害関係施設職員研究協議会
- 全国社会就労センター総合研究大会
- 東海北陸社会就労センター研究協議会
- 指定障害福祉サービス事業所等の集団指導
- 愛知県サービス管理責任者研修
- 苦情解決制度受付担当者研修
- 県社協社会就労センター部会研修会
- 県知的障害者関係職員研究大会
- 東三河社会就労センター研修会
- 法人内研修
- 事業会後援会主催講演会

② 各関係団体が実施する研修会

③ 東三河社会就労センター連絡協議会が計画する研修会

④ 権利擁護、生産活動等に関する研修会

⑤ その他（職員希望の職域関連研修、自己啓発研修等）

１４．行事計画

令和４年度行事予定

わくわくワーク大塚

月	法　人　行　事	施　設　行　事	保健衛生
4			身体測定
5		選択レク	定期健診
6			歯科検診
7			
8	広報「くすのき」発行	プチ夏まつり大会	身体測定
9		日帰り旅行	
10	三施設合同レクリエーション		定期健診
11	くすの木福祉まつり		インフルエンザワクチン接種（希望者）
12		忘年会 クリスマス会、餅つき	身体測定
1	広報「くすのき」発行		
2		節分（豆まき） 科別レク	
3		花見	
その他		工賃：毎月 25 日支給 賞与：6 月・12 月 3 月支給	医療相談： 毎月１回 （嘱託医） 嗜好調査

会議開催

○職員会議、給食会議・・・毎月第４月曜日
○ケース支援会議・・・毎月第１、第３木曜日
○地震防災対策委員会・・３ヶ月毎　○サービス検討委員会・・随時開催
○虐待防止・身体拘束適正化委員会・・・年３回以上
○事業推進会議・・・随時
※保護者会・・・年６回

令和４年度　共同生活援助事業所（グループホーム）
ひめはる・かるみあ・はちまん　事業計画（案）

◎はじめに

グループホームは、ひめはる・かるみあ・はちまんの３事業所７ホーム、総利用者数は 49 名(定員 50 名)となっている。

令和４年度は、令和３年度に実現できなかった夜勤者配置のないホームに夜勤者を配置できるようにする。また、すでに夜勤者の配置があるホームでは夜勤者２名体制を目指し、さらなる夜間支援の充実を図る。併せて、医療連携体制の強化を図るため、グループホームで非常勤看護師の配置を目指し、看護師を複数配置できるようにする。職員配置についても、ひめはる事業所の職員配置を 5:1 から 4:1 にし、利用者のサービス向上に努める。

また、労務管理の改善や職員研修の充実を図り、職場環境の改善や職員のスキルアップを行い、サービスの質が向上できるように努める。

1．目的及び運営方針

〇利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うものとする。

〇利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

〇事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

令和４年度も蒲郡市自立支援協議会 GH 連絡調整ワーキングに参加し、蒲郡市内のグループホーム事業所と交流を深め、合同研修等を行う。

2．事業所概要

事業所名	ホーム名 (住居名)	開設 年度	住　　所	定 員	男 性	女 性	備考
ひめはる	ひめはる	H23	大塚町後広畑 25 番地 4	10	10	0	
	あざれあ	H19	大塚町野添 105 番地 1	5	0	5	
	ふれんず	H30	大塚町後広畑 25 番地 10	5	5	0	
かるみあ	さつき荘	H 8	大塚町上中島 32 番地 2	5	5	0	
	かるみあ (2 ユニット)	H25	大塚町後広畑 25 番地 4	5	0	5	かるみあⅠ
				5	5	0	かるみあⅡ
	あいりす	H30	御津町御馬野添 149 番地	5	0	5	
はちまん	はちまん (2 ユニット)	H31	大塚町八幡１番地１	5	5	0	はちまんⅠ
				5	0	5	はちまんⅡ
			総　数	50	30	20	

【サービス種別】　共同生活援助（介護サービス包括型　通称：グループホーム）

【サービス内容】

〇指定共同生活援助の内容は、次のとおり

⑴利用者に対する相談

・利用者からの日常生活上の相談や個別支援等による相談は、必要に応じて対応する。

⑵食事の提供

・食事の提供時間は原則、朝食が 7 時 30 分、夕食が 18 時とする。ただし、職場等の都合により、提供時間の変更が生じた場合は、その都度対応する。

・食事提供の際は、利用者が食べやすいように魚の骨抜きや必要に応じて刻んでいる。

⑶健康管理・金銭管理の援助

①健康管理

・世話人による日々の健康チェックとともに当法人が配置する看護師による利用者の健康確認を行う。

・通常時及び特に利用者の状態悪化時においては、看護師が 24 時間オンコール体制の下で、利用者の医療機関との連絡、調整を行う。

・利用者の健康状態が悪化もしくは急変した場合は、看護師の指示及び対応に基づき、できる限りの処置をし、必要な対応をする。

・協力医療機関は、蒲郡市民病院全科とする。

②金銭管理

・利用者が希望する場合は、世話人がホームの金庫で管理し、必要な金額をその都度、利用者へ渡す支援をする。

⑷余暇活動の支援

・個別支援において必要とする余暇活動支援や体操や運動については必要に応じて支援する。また、季節行事にあわせて食事会や日帰り旅行を実施する。

⑸緊急時の対応

・緊急時マニュアルに従い、バイタルチックを行い、看護師または医師に連絡し、指示を受ける。

・緊急時は、119 番通報し、救急車要請とともに管理者、家族へも連絡する。

⑹職場等との連絡・調整

・必要に応じて、利用者に代わり、職場等(日中活動事業所)との連絡、調整を職員で行う。

⑺財産管理

・預り金管理要領に基づき、利用者または身元引受人から依頼された現金、預金、年金証書等は適切に管理する。

【職員配置】

職　種　等		事　業　所　名		
		ひめはる	かるみあ	はちまん
管　理　者（施設長）	常勤兼務	1名		
サービス管理責任者	常勤兼務	2名		
世話人 （生活支援員兼務）	非常勤兼務	18名	19名	8名
看護師(つつじ寮兼務)	非常勤兼務	1名		
事務員(つつじ寮兼務)	常勤兼務	1名		

3. 利用者の日中活動先

事業所名	ホーム名	サポートくすの木	わくわくワーク大塚	一般就労
ひめはる	ひめはる	3	6	1
	あざれあ	0	3	1
	ふれんず	3	2	0
かるみあ	さつき荘	4	1	0
	かるみあⅠ	2	3	0
	かるみあⅡ	4	1	0
	あいりす	5	0	0
はちまん	はちまんⅠ	3	2	0
	はちまんⅡ	2	3	0
	合　計	26	21	2

4. グループホームのバックアップ

緊急時の対応等、世話人だけでは解決できないことに関し、下記の施設が随時バックアップし、入居者が安心して生活できるようにする。

○ひめはる・かるみあ（あいりすを除く）・はちまん：障害者支援施設 つつじ寮

○あいりす：生活介護事業所サポートくすの木

5. グループホーム職員の会議、研修、訓練

①世話人会議：個々のニーズをきちんと把握することを第一の目標とした会議

②ＡＥＤ訓練、感染防止研修：利用者の既往症及び急病時の対応を充実させるための研修

③虐待防止・身体拘束等適正化委員会の開催、虐待防止研修：利用者に対する虐待防止・差別等、人権擁護、身体拘束等の適正化のための研修

④避難訓練、消火訓練の実施：年２回、夜間の支援体制の確保と、火災、地震等の防災対策のための訓練

⑤外部の研修等への参加

令和４年度　障害者サポートセンターすてっぷ　事業計画

1. 概要

すてっぷで相談をお受けしている方は特定相談と障害児相談を合わせると 130 名を超える方の支援をしている。

行政や基幹相談支援センターをはじめとした各相談支援事業所や福祉サービス提供事業所などの様々な関係機関と連携を取りながら、利用者のニーズにあった福祉サービス利用や生活ができるように支援をしていきたいと考えている。

また、自立支援協議会専門部会の事例検討部会の担当も引き続き行って行く予定である。

令和 4 年度の計画作成件数はサービス等利用計画約 35 件とモニタリング報告書約 200 件の作成を見込んでいる。

2. 事業所について

〇事業内容

・蒲郡市障害者相談支援事業（蒲郡市委託業務）
・指定特定相談支援事業：蒲郡市指定
・指定一般相談支援事業：愛知県指定
・指定障害児相談支援事業：蒲郡市指定

〇事業所従業者

・管理者１名（常勤兼務）
・相談支援専門員４名（専従１名、常勤兼務３名）
・事務員１名（常勤兼務）

〇業務内容

・サービス等利用計画の作成（新規は状況を見て受け入れ）
・福祉サービス利用者に対する情報の提供や相談支援
・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言等）
・権利擁護のために必要な支援
・専門機関の紹介や関係機関との調整支援
・蒲郡市障害者自立支援協議会への参加
　※令和３年度から蒲郡市自立支援協議会専門部会の事例検討委員会を担当